

総基料第363号  
平成13年10月2日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 浅田 和男 殿

総務省総合通信基盤局長  
鍋 倉 真

## 局内の光ファイバ設備に係る接続料に関する講すべき措置について

局内の光ファイバ設備に係る接続料に関しては、平成13年9月21日に情報通信審議会から所要の接続約款の変更に関して答申があったところ、同時に別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されている。これについては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずるとともに、その講じた内容を報告されたい。

### 記

- 1 貴社において、端末系・中継系光ファイバ設備及び光局内伝送路設備に係る接続の申込の日から接続の日までの標準的処理期間を実績を踏まえつつ速やかに設定を行うこと
- 2 貴社において、ケーブルの配線の実態（床面積占有の実態）を調査し、次の接続料見直しの際に土地・建物に係る費用について必要な見直しを行うこと
- 3 貴社において、芯線数の多いケーブルの使用実績が増加している場合には、次回の接続料見直しの際にケーブル規格別の接続料を設定することを検討すること
- 4 貴社において、次回の接続料見直しの際にCTFへのつなぎ込み工事費の見直しを行い、また、これを接続料に含めて算定すること

(答 申)

平成13年8月31日付け諮詢第1036号をもって諮詢された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)
2. なお、総務省において、今後、次の措置が講じられるよう配慮することを要望する。
  - (1) NTT東日本・西日本において、端末系・中継系光ファイバ設備及び光局内伝送路設備に係る接続の申込の日から接続の日までの標準的処理期間を実績を踏まえつつ速やかに設定を行うよう求めること
  - (2) NTT東日本・西日本において、ケーブルの配線の実態（床面積占有の実態）を調査し、次回の接続料見直しの際に土地・建物に係る費用について必要な見直しを行うよう求めること
  - (3) NTT東日本・西日本において、芯線数の多いケーブルの使用実績が増加している場合には、次回の接続料見直しの際にケーブル規格別の接続料を設定することを検討するよう求めること
  - (4) NTT東日本・西日本において、次回の接続料見直しの際にCTFへのつなぎ込み工事費の見直しを行い、また、これを接続料に含めて算定するよう求めること
3. (略)